

令和 8 年度 堺市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 5 月 28 日策定

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

1. 目的

市が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することで、障害者就労施設等が供給する物品等に対する市全体の需要の増進を図ることをもって、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本方針において「障害者就労施設等」とは、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次に掲げる施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

3. 適用範囲

本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。

4. 調達を推進する物品等

市が調達を推進する物品等は、庁用品、各種記念品、食料品、印刷、清掃、郵便物の封入など、障害者就労施設等が供給することが可能なものとする。

5. 調達目標

市は、各局の障害者就労施設等の供給可能な物品等に関する調達実績を把握し、障害者就労施設等の供給体制及び能力を勘案した上で、調達目標を設定するものとする。

なお、本年度は、調達実績額が法施行後の最大実績額を上回るよう着実に取り組むものとする。

6. 調達推進方法

市は、契約手続きの透明性の向上及び公正な競争の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策又は他の行政目的との調和を図りつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に定める事項について取り組むものとする。

- (1) 障害者就労施設等に対する情報提供として、一般競争契約等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により提供するように努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報を庁内ホームページに掲載するなどし、発注業務の円滑化を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達する際は、堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 12 条第 1 項第 4 号を適用し比較見積書を省略することができるものとするなど、庁内における発注業務の簡素化を図るものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際して、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約についても積極的に活用するように努めるものとする。

7. 授産活動支援センターの活用

市は、障害者就労施設等（2 の(7)から(10)を除く）から物品等を調達する場合は、物品等の調達に関して当該施設にあっせんし又は仲介する等の業務を行う授産活動支援センターを活用するものとする。

8. 調達実績の公表

市は、当該会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、ホームページ等により公表するものとする。

9. 担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉局障害福祉部障害施策推進課とする。

10. 公契約における障害者の就業を促進するための措置

市は、法第 10 条の規定に基づき、公契約において競争に参加するものに必要な資格を定めるに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定にする法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主であるかについて申告を行わせることとする。

11. その他留意すべき事項

市は、予算の適正な使用に留意しつつ、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、次に定める事項について取り組むものとする。

- (1) 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について

検討するものとする。

(2) 市が随意契約できる金額の範囲内にて物品等を調達するに当たり、障害者就労施設等が同等のものを供給することが可能な場合は、当該施設等から優先的に調達するものとする。

(3) 物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期又は履行期間の設定に努めるものとする。

(4) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。